

県営土地改良事業の計画変更に関する市町村協議に係る公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業 久保原地区の変更後の土地改良事業計画の概要等につき恵那市長と協議したいので、同条第 6 項において読み替えて準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要等を縦覧します。

なお、当該土地改良事業の計画概要に意見があるものは、令和 7 年 7 月 3 日までに岐阜県知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 6 月 5 日

岐阜県知事 江崎 禎英



1 書類の名称

県営経営体育成基盤整備事業 久保原地区の変更後の土地改良事業
の計画の概要

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

2 縦覧期間

令和 7 年 6 月 5 日から令和 7 年 7 月 3 日まで

3 縦覧場所

恵那市役所

4 意見書の提出方法

書面にて直接恵那市役所へ提出